

## 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（第2条）

具体的ないじめの態様（例）・・・詳細は、長崎県基本方針に準ずる。

（冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。仲間はずれ、集団による無視をされる。ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられたり、隠されたりされる。パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷などをされる。）

## 2 いじめ防止についての基本的考え方

本校は、教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因にも着目し、全ての生徒が安心でき、自己肯定感や自己有用感を感じられる学校づくりを推進する。

## 3 いじめ防止対策組織

「いじめ対策委員会」（生徒指導委員会、不登校対策委員会）を設置し、いじめの未然防止に取り組むとともに、いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

「いじめ対策委員会」は校長、教頭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、養護教諭とし、必要に応じて、教務主任、学年主任、スクールカウンセラー等を加える。

### （1）「いじめ対策委員会」の役割

- ① 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ② 教職員への共通理解と意識啓発及び指導力の向上
- ③ 保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
- ④ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

## 4 いじめ防止等についての具体的取組

### （1）いじめの未然防止の取組

- ① 校内指導体制の確立：校長を中心に、一致協力した指導体制を確立する。
- ② 教師の指導力の向上  
「いじめ対策ハンドブック」等を活用し、その観察力や対応力の向上に努める。
- ③ 人権意識と生命尊重の態度の育成及び道徳教育の充実  
教育活動全体を通して、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

- ④ 子どもの自己肯定感・自己有用感の育成  
生徒の発達段階に応じて、「夢・憧れ・志」を育む教育を推進する。
- ⑤ 子どもの自己指導力の育成  
生徒会活動において、生徒の「規範意識」や「思いやりの心」の育成を図る。
- ⑥ 情報モラルの向上：ネットの正しい利用等、情報モラル教育を推進する。
- ⑦ 家庭・地域，関係機関との連携強化  
学年・学級PTA、学校支援会議、民生委員と連携した取組を推進する。
- ⑧ 学校基本方針の周知  
年度始めには、学校の基本方針や保護者の責任等を明らかにし、理解を得る。
- ⑨ 学校基本方針による取組の評価  
学校は、取組の状況について、計画的かつ継続的な点検・評価に取り組む。

## (2) いじめの早期発見の取組

- ① 教職員による観察や情報交換  
学校内外での巡視等を積極的に行い、教職員間での情報交換を密に行う。
- ② 定期的なアンケート調査や個人面談等の実施  
生活や人権、保護者アンケートと教育相談の定期的な実施等に努める。
- ③ 教育相談体制の整備：スクールカウンセラー等の活用を整備する。
- ④ 情報の収集及び相談機関等の周知：電話相談窓口を、全家庭に紹介する。

## (3) いじめに対する措置

- ① いじめの発見や相談を受けたときの対応
  - ア いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。
  - イ 児童生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。
  - ウ いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。
  - エ 正確かつ迅速な事実関係の把握、保護者等と協力した体制を整える。
- ② 組織的な対応
  - ア 発見・通報を受けた教職員一人で抱え込まず、組織的な対応を図る。
- ③ いじめられた児童生徒及びその保護者への支援
  - ア 事実関係の聴取を行う。心のケアなど、心理や福祉等からの協力を得る。
- ④ いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言
  - ア 事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、いじめをやめさせる。
  - イ いじめの状況に応じて、一定の教育的配慮の下、毅然とした対応を行う。
  - ウ 確実な情報を迅速に保護者へ伝え、継続的な助言を行う。
- ⑤ いじめの事実調査：調査結果等により、聞き取り対象者等の絞込みを行う。
- ⑥ 集団への働きかけ
  - ア 互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。
- ⑦ 継続的な指導
  - ア いじめが解消したと見られる場合でも、継続して必要な指導を行う。
- ⑧ ネット上のいじめへの対応
  - ア ネット上の不適切な書き込み等については、直に削除する措置をとる。
  - イ 必要に応じ、町教育委員会や警察、人権擁護委員会等と適切な連携を図る。